

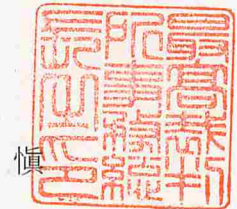
最高裁秘書第2816号

令和2年11月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

6月22日付け（同月24日受付，第020219号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
4月6日付け最高裁判所事務総局人事局長書簡（片面で5枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(人ろ-20-A)

令和2年4月6日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「裁判官の人事評価に関する規則」（平成16年最高裁判所規則第1号）が施行されてから15年以上が経過しました。同規則所定の事項のうち、裁判所外部からの裁判官の人事評価に関する情報については、平成16年3月26日付け最高裁人任E第421号事務総長依命通達「裁判官の人事評価に関する規則の運用について」により、その裁判官の所属する裁判所の総務課において受け付けることとされ、また、「情報の的確性を検証できるようにするという観点から、原則として、当該情報を提供した者の氏名及び連絡先を記載した書面であって具体的な根拠となる事実を記載したものによって、情報の提供を受けるもの」とされています。

上記通達に沿う情報提供の方法については平成26年4月に周知しており、その後現在に至るまで、多数の有益な外部情報が寄せられる一方で、上記周知後に新たに法曹資格を取得した検察官や弁護士も多いと考えられることから、人事評価の更なる充実のためには、情報提供の方法について、改めて周知することが必要と考えられます。

については、別紙様式第1から別紙様式第3までを参考として、高等裁判所から対応する高等検察庁に対し、地方裁判所から対応する地方検察庁及び弁護士会に対し、それぞれ周知してください。

なお、地方裁判所長及び家庭裁判所長に対しては、所属の高等裁判所長官から通知してください。

敬 具

(別紙様式第1) (高裁から対応する高等検察庁への周知依頼の例文)

〇〇〇第 号

令和2年4月 日

〇〇高等検察庁検事長 殿

〇〇高等裁判所長官 ○ ○ ○ ○

裁判官の人事評価に関する情報提供方法等の周知について

(依頼)

裁判官の人事評価に関する規則(平成16年最高裁判所規則第1号)が平成16年4月に施行されてから15年以上が経過しました。同規則においては、裁判官の人事評価に当たり、裁判所外部からの情報についても配慮するものとされているところ、下記の要領により、当該裁判官が所属する庁の総務課において個人からの情報を受け付けており、適格性を有する情報が有効に活用されてきていますので、この機会に、貴庁所属の検察官に対し、その旨を改めて周知していただくようお願いします。

なお、個々の裁判内容の当否等裁判官の独立に影響を及ぼすおそれのある事項は人事評価に当たり考慮することができないこととされております。他方で、提出された書面及びそれに記載された情報は評価権者が厳格に管理し、裁判官等に対して開示されることはありませんので、これらの点も併せて周知していただくようお願いします。

おって、貴庁管内の地方検察庁検事正に対しては、対応する地方裁判所長から同様の周知依頼をしております。

記

裁判官の人事評価に当たって考慮すべき具体的事実並びに情報提供者の氏名及び

連絡先を記載した書面を、情報提供者から直接当該裁判官の所属庁の総務課長宛てに親展で持参又は郵送する方法による。

(別紙様式第2) (地裁から対応する地方検察庁への周知依頼の例文)

〇〇〇第 号

令和2年4月 日

〇〇地方検察庁検事正 殿

〇〇地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

裁判官の人事評価に関する情報提供方法等の周知について

(依頼)

裁判官の人事評価に関する規則(平成16年最高裁判所規則第1号)が平成16年4月に施行されてから15年以上が経過しました。同規則においては、裁判官の人事評価に当たり、裁判所外部からの情報についても配慮するものとされているところ、下記の要領により、当該裁判官が所属する庁の総務課において個人からの情報を受け付けており、適格性を有する情報が有効に活用されてきていますので、この機会に、貴庁所属の検察官に対し、その旨を改めて周知していただくようお願いします。

なお、個々の裁判内容の当否等裁判官の独立に影響を及ぼすおそれのある事項は人事評価に当たり考慮することができないこととされております。他方で、提出された書面及びそれに記載された情報は評価権者が厳格に管理し、裁判官等に対して開示されることはありませんので、これらの点も併せて周知していただくようお願いします。

記

裁判官の人事評価に当たって考慮すべき具体的事実並びに情報提供者の氏名及び連絡先を記載した書面を、情報提供者から直接当該裁判官の所属庁の総務課長宛てに親展で持参又は郵送する方法による。

(別紙様式第3) (地裁から単位弁護士会への周知依頼の例文)

〇〇〇第 号

令和2年4月 日

〇〇弁護士会長 殿

〇〇地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

裁判官の人事評価に関する情報提供方法等の周知について

(依頼)

裁判官の人事評価に関する規則(平成16年最高裁判所規則第1号)が平成16年4月に施行されてから15年以上が経過しました。同規則においては、裁判官の人事評価に当たり、裁判所外部からの情報についても配慮するものとされているところ、下記の要領により、当該裁判官が所属する庁の総務課において個人からの情報を受け付けており、適格性を有する情報が有効に活用されてきていますので、この機会に、貴弁護士会所属の弁護士に対し、その旨を改めて周知していただくようお願いいたします。

なお、個々の裁判内容の当否等裁判官の独立に影響を及ぼすおそれのある事項は人事評価に当たり考慮することができないこととされております。他方で、提出された書面及びそれに記載された情報は評価権者が厳格に管理し、裁判官等に対して開示されることはありませんので、これらの点も併せて周知していただくようお願いいたします。

記

裁判官の人事評価に当たって考慮すべき具体的事実並びに情報提供者の氏名及び連絡先を記載した書面を、情報提供者から直接当該裁判官の所属庁の総務課長宛てに親展で持参又は郵送する方法による。